

5月8日(第2日目)

1. 開議並びに散会時刻

午前10時3分～午後2時28分

2. 出席議員は次の通りである

1番	伊保	清安	2番	天久	盛雄
3番	石川	真六	4番	渡名喜	庸仁
5番	宮里	敏行	7番	比嘉	盛栄
8番	又吉	正弘	10番	稲嶺	正康
12番	大川	昇	13番	知名	朝司
14番	崎間	正憲	15番	仲村	春仁
16番	武島	行男	17番	佐喜真	弘
18番	比嘉	義定	19番	宮城	盛昌
20番	伊佐	徳次郎	21番	仲村	盛光
22番	古波蔵	清次郎			

3. 欠席議員は次の通りである

9番 棚原 寛信 11番 安次富 盛信

4. 市町村自治法第61条の規定により議事説明のため出席したものは次の通りである

市長	島袋 全一	助役	沢 岷安一
総務課長	吳屋 好永	税務課長	仲村 春信
厚生課長	伊佐 友誠	農林課長	崎間 政光
観光課長	古波蔵 信三	都計課長	知名 義雄
建設課長	島袋 善信	水道部長	仲村 春盛

5. 議会事務局職員の出席者は次の通り
である

局長 末吉健男 書記 島袋真由
書記 比嘉定治

6. 議事日程は次の通りである

日程第1. 報告(埋立促進特別委員会中
間報告)

〃 2. 議案第20号、1968年度宜野湾市
一般会計才入才出追加更正予算
について

〃 3. 議案第21号、市債を起すこと
について

〃 4. 議案第22号、公有水面埋立事業
費を継続費とすることについて

〃 5. 議案第23号、1968年度宜野湾市
公有水面埋立事業特別会計追
加更正予算について

〃 6. 議案第18号、財産の取得並びに
契約について。

議長

出席15名であります。宮里議員と伊佐議員からは欠席届が出ております。定足数に達しておりますので、昨日に引き続き、今より本日の会議を開きます。

(午前10時3分)

議長

日程の順に従いまして進めて参りたいと思っております。日程第1、報告(埋立促進特別委員会中間報告)についてを議題と致します。

議長

お諮り致します。会議規則の第44条の規定により、埋立促進特別委員会の中
間報告を求めるところにしたいと思
います。これに御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長

御異議ありませんので埋立特別委員長
の報告を求めます。

特別委員長

66年の12月もう1ヶ年起してあります。
66年の12月に発足致しました。埋立問題
の委員会、その間回数にして21回の委

員会を開いております。その間、メンバーが10名でございませぬので、外の11名の方々に対し、大変つんぼございませぬにおかれてこのような形になりまして、皆様方が埋立問題について知りたいと非常にヤキモキしておられたというお気持ち充分に察しております。それで過去2回の委員会の内容について詳しく御説明しますと、大分時間がかかりませぬので、一応大まかなことを御報告申し上げたいと思っております。そしてその報告の後に皆様方の聞きたい点或は又色々な点がありましたら質疑の段階においてお答えしたいと思っておりますので、よろしくお願い致します。最初に委員会を開きましたのが66年の12月28日でございませぬ。その場合一応構成された所のメンバーのうちの委員長、副委員長との選任という段階で、第1回の委員会を終了しております。そしてそこに立って参ります私、委員長に任命されて、次に安次富盛信さんが副委員長に任命されております。進んで年を明けまして、1月11日に第2回目の委員会を持って参ります。その場合先ず埋立地の埋立をしようという現地の状態がどのようなふうになっておるかという訳で一応現地調査をやって参ります。それに加えて、当時まだ政府に一応は埋立の認可申請を出してありますけれども、そのい

ゆる可否について、許可になるのか、ならないのか、全く分らないような状態でござい
ましたので、そろいった先ず認可の促進
という面にとっくんた訳でございませう。そ
れで私、勿論市長も一緒でありますけれ
ども、政府に参りました所、当時既に埋
立の免許申請をしてから、4ヶ年を経過し
ておりましたけれども、その内容たるや全
く4年前と何等変わらな。そしてその状
態が大変、色んな面で奇妙な点もござい
ました。このことは都計上に色々問題が
あるんだとか、色々理由を附しておりま
したけれども、その内容は敢えてそうでは
なかったということもございまして、そうい
った色々な面、それから既にこの市の議
会において可決されました所の住宅公
社の埋立の問題、これ私自身としまして
は、当然政府そのものは権利を放棄した
もんだというふうな考え方を持っており
ましたけれども、そうではなかったと、それ
がその埋立のいわゆる権利そのもの
が住宅公社に移譲されたと、こうい
った問題、然らばこのいわゆる骨子とな
るものが、いわゆる下水道処理場、こ
れを建設するんだと、そして軍からのきつ
い命令でこの土地をいわゆる去った11
月、67年の11月までに完工しなくちゃ困る
といったような政府の話でございませう。
しかしながら現状に至って、その11月たるや

現在既に5月でありますけれどもまだ
工事は現在完了していません現状でござ
います。それで11月という条件であります
ので、当然これは市としてはどうにもなら
ない問題だということ、一応我々これ
に対して折れた訳であります。現在の埋
立地に政府が埋立ておる所の住宅公社
がやっている場所のいささつは大体そうい
うことでございます。いわゆる11月まで
にはやらなくちゃならない。その11月の問題
に去ることながら今度は埋立地に下水
処理場を造ると、それも当初の設計と
いのが埋立地の真中に計画されてお
る。そうした場合この周辺、真中であ
りますので、まだ海にも大分ある訳です。
そこにそれを造られた場合は困ると、そ
れで極力これを北側のいわゆる北谷
村側に寄せてもらえないかというふうな
話をしました所、この件今問題になってお
ります所の手那城出身の前立法院議員
田仲武助さんと私と政府でやり合ったこ
ともでございますが、幸いその下水処理場
の問題は一応北側の端の方に造っても
らうということについては合意に達してお
ります。当然そうなるものとこれは信じて
おります。それから一応これが大体今申
し上げたのが許可なるまでの一応段階
でございます。それから下りまして最も問
題になりますのが一応許可になっても金

の問題であります。これはあくまでも今度議案に出ました通り、特別会計でございませぬので、そういった金の問題はどうか、いわゆる金の用途がについて始めて事業の目星というのにつくのでございまして、色々資金の問題を検討しまして、その資金をそれじゃどこから引き出すかと、これは毎度のことここでも再三報告されておりますように、政府資金、それから琉銀と、両方から一応は出そうということではあります。現在この金の問題も折衝中でありまして、まだ確とした、確約はつかんでおりませぬ。と申しますのは、やはり申し込みの段階におきまして、一応は起債決議それから起債認可、この二つがいわゆる申し込みの添付書類でございませぬので、まだいわゆる口頭においては貸しようといったような所までは行っておりませぬ。すけれども、いわゆる文書によりそういった添付書類がまだ添付されておられませんので、向こうとしてもこれに対する決裁はできないというのが実状でございませぬ。それから今度はこの工事の件でございませぬ。しからば、延べ面積にして40万坪余ります。そういった面積を埋立てる場合に如何なる方法がいいかということも委員会の方において十分に検討されております。そうして、当初、10社でございませぬけれども一応宜野

湾市の伊佐地先全体であります。それ
に対して大体どれ位の金がかかるかとい
うことでこれを10社の会社が犬まかな
見積りを出させた訳であります。その見
積りもその我々なりの検討も致しました。
そしてその見積りは客土による埋立とい
うことと、それからいわゆる浚渫船を持
って来ての埋立、両方の見積りが入って来
ております。その内容を検討しました結
果、いわゆる一号線という大きな瀬戸
の交通量の激しい道路をひかえまし
てこれを横断し、かつ又皆様方もよく御
承知のように、一号線からろっ骨、いわゆ
る海岸への道路と、通路というものが全
く現在ございません。そういう道路
の開発とかという面、或は又運搬によ
る公害の問題、そういう問題を検討
致しました結果やはりこれを客土による
埋立ということは考えられないと申しま
す。これは更に埋立後の問題であります。け
れども現在、客土によって埋められている
埋立そのものが皆様方もよく御承知の
ように方言でいうク4ヤンクニーでござ
います。このク4ヤンクそのものが完全に転
圧されるまでには相当の年限がかか
ります。又このク4ヤンクのかたまり自体がと
けるということは、一寸おそろく我々に
は考えられない問題であります。それ
によってそのク4ヤンクによる所の埋立そのもの

は、やはり土壌間において大きな空間があるということです。そういった問題、それから勿論土量の問題もあります。公害の問題、そういった面から検討致しまして、いわゆるこれは交通障害にもならない、公害にもならない、そして妨^妨て又埋立後の転圧の問題、そういった面を配慮致しまして討議の結果当然これは浚渫による埋立の方がより経済的でありかつ又将来においてもそういうこと事態がその地盤の構成からしても当然そうあるべきだという見地から埋立をする場合は一応これは浚渫でやるべきだという結論に達しております。それから相当時間をかけまして、10社出された所の会社のこの埋立に対する考え方、それも各社なりに全部調査をしてございしますが、いちいちここで申し上げたら時間がかかりますので、これは削除させて頂きます。その後、許可については皆様方よく御承知のように、1工区、2工区、3工区でございまして、それで先ずなにはともあれ実施設計がなくちゃ仕事にかかれませんので、そういった実施設計を急がしまして、これが去年の10月17日に実施設計は完了してございまして、現在その実施設計後、この設計の認可、これを取りましたのが11月28日でございまして、その後色々融資面についての琉銀との話

し合ひどが或は昨日の議会において、大
変質疑がなされております所の漁業者に
対する補償これはあくまでも漁業権に
対する補償ということにやなくして、昨日
も私申し上げましたように、漁業者に対
する見舞金、~~何故~~敢えて補償と言わ
ずに見舞と言うかといったような面で多
少疑問もあられるだらうと思ひますけ
れども、権利に対する補償ということに
なりますというところは色々な問題をか
もし出します。それともう一つ昨日も問
題になりました所、いわゆる定置漁業権
の問題、これも大変物議をかまして
おります。と申しますのは、本市が埋立を
計画した時点においては、こういったよ
うな漁業権というのは全然なかったの
であります。申請以後に埋立をするとい
うそういう決議はなされてしかもそ
ういった準備がなされた段階において
このいわゆる定置漁業権が設定され
た訳であります。これには色々記録もご
ざいまして迂余曲折色々あったようでご
ざいますが、当初市が副申を出した所の
定置漁業権については、いわゆる宜野湾
市が今から行おうとする所の場所、そこ
じやない訳であります。市の副申は、しか
しながらどういった段階か知りませんけ
れどもその後のいわゆる漁業権の設置
されたところが、埋立地に多少影響して

いるといた所は大変微妙であり、私もその点についてはよく分かりません。そういったようないきさつがございまして、いわゆるそういった現在、多少なりともその漁業によって、ある程度の生活を維持する方々には、当然、行政庁として、そういう大きな事業をする以上かつ又それによって多少の生活の影響を及ぼすという見地からして、権利補償じゃなくても当然見舞金は出すべきであるといったような見解からこの問題は全然その漁獲もなかったといったような点、そういった点を配慮に入れまして、これは権利に対する補償じゃないと、あくまでも見舞とすべきだというのが委員会の結論として出たのがいわゆる漁業者に対する見舞金の問題でございまして。それからその間に行われた所の住宅公社がやっておりますその間にある2,000坪の問題は、これは私がここで皆様方に申すまでもなく色々議会にも出されたの事で、これは削除させて頂きます。その漁業者に対する見舞金の金額については、これは委員会でも問題になりましたけれども、後の問題については、当局で後で充分何と申しますか、すじの通るような方法で決定してもらいたいということこれは当局に要望してございまして。金額の高については委員会ですらで決定したとかいうような

もんでばございませぬ。これが現在出て
おります額の問題でございませぬ。以上
が大體過去の問題でありますが、それじ
や現在の問題について申し上げます。色
々紆余曲折がございませぬが、現在既に
実施設計もできております。そして又この
仕事に対して、やりたいと、仕事をやりたい
という会社も現在11社参っております。
あますところは資金の目途でござい
ませぬけれどもこれは今議会に出されま
した所の案件に関連致しますので、それ
が議決され、かつ又その一見書類が送
付されることによつて資金の目途はつく
と思ひます。又問題になりましたのは、
今後の問題であります。御承知のよ
うに現在の市の公営住宅の問題が色
々議会でも取り上げ、皆様方一緒に心配
して居る問題でございませぬけれども、現在
の金融状態これは只単なる沖縄だけ
の問題じゃなくして、世界全般の問題で
ございませぬ。こういった金融上の非常に
暗い反面、業者そのものが非常に内容に
ついて現在この苦しんでおります。はつき
り申し上げまして、それでいきおいこれを
競争入札に付するということになります
と非常な問題があるんじゃないかと
かように思つております。いわゆる起死回生、
現在の状態を少々なりとも延長期した
いと、自分の寿命を延ばしたいという面か

うの一つのダンピング入札であります。このダンピング入札によって一応仕事を取る。私、当初委員会が結成されまして、私自身が申しあげたことが、事実となって次から次、現実になって表われることを大変残念に思っておりますけれども、いわゆる建築にはそういうことはないかも知れませんが、往々にして土木の場合、中間において設計変更という名のもとにその金額が膨大化していくという事実がございます。だから当初でダンピング入札して取っても中途におけるいわゆる設計変更という段階で結構とどのつまりは当初の予算額を上回るような膨大な額になるということは、必ずあり得ます。その最たるものがいわゆる過去において既に完成しました所の2,000坪、当初9,000ドル余りの落札額に対して、3,000ドルのいわゆる更正がお互いの目の前に出て来た事実については、皆様方まだ脳裏にあられると思えます。結果的には大分減額されましたけれどもそういったようなダンピングによる入札による、そして結果的にはやはりそういったような設計変更等といったような問題が起りうる可能性というものはこれは充分警戒しなくちゃいかなない問題であります。それとダンピングによる入札によって、結果的には工事を取られるという問題、それから

特に我々が警戒しなくちゃならないのは、この工事は宜野湾という一つの地方自治体ができるからの最大の事業でございます。これをこの事業の成否によって、浮沈にかかると問題でございますので、そこら辺は充分に皆様方もとくっとお考えになって対処してもらいたいということを強く要望致します。申しますのは皆様方も埋立については本土研修なり或は事実沖縄などでやっておりますように御覧になっておると思います。しかしながらこの埋立の問題に関する限り西と東とも大分状況を異に致します。現在石油資本による東海岸の埋立の問題も近々やられるようになっておりますけれども、東海岸の場合湾内でございますまして、さして暴風の影響を及ぼすところのいわゆる護岸の問題も心配はございませんけれどもしかし現実に行われる市がやる所の護岸については現在はいわゆるリーフを起こして、近い所で400～500メートル、そういったようなリーフの後に護岸がありますので、たいした影響はございませんけれどもこれが勢いリーフの前面に打ち出されますので、そういった護岸の問題が一番大きな問題だということでございます。これは直接大洋の波が何らの障害もなく直接ぶつかって来ますので、一応工事

そのものはできなければも数年以内に暴風が来てやられたといった場合、一夜にして埋立地が全部なくなるということも充分考えられる問題であります。そういった問題から特に我々委員会としても、この護岸の問題については、充分考えるべきだと、そして現在、設計の段階においてはそういうことは出ておりませんけれどもいわゆる護岸前面には、やはりテトラポットとか或は又三角ブロックといったような消波ブロックを並べるなり、そういった面も今後考えていかなくちゃならない問題じゃないかと、こういうふうに思っております。現在の段階は一応融資面がまだ確定しておりませんので、今後の方向については、この融資が確定すると同時にやはり業者の選定に入っていくべきでございまして、~~業者の選定~~ 業者の選定について、これが大きな問題でありますので、充分に又この問題については、特に委員会のメンバーでない皆様方の御助力を仰ぎたいと思っております。そういった特に金融状態が悪い現状でありますので、この仕事に飛びついて、うまく取って、仕事をして、自分の起死回生を回ろうといったような業者がおるということ、そういった面、これを側面的に皆様方が内容について御調査して頂きまして、なり分なりと委員会にも

そういった情報を提供して頂ければ大変結構だと思っております。以上が大体の大まかな報告でございますが、色々過去を辿りますと、たくさんございますので、いちいち聞きたい点がございましたらその質疑にお答えしたいと思っております。よろしくお願い致します。

議長

暫く休憩致します。(午前10時28分)

議長

再開致します。(午前11時29分)

議長

一応これをもちまして、埋立促進特別委員会の委員長報告を終ります。

議長

暫く休憩致します。(午前11時30分)

議長

再開致します。(午前11時31分)

これをもちまして、午前の日程を終ることに致します。午後は2時から再開致します。

議長

暫く休憩致します。(午前11時32分)

議長

定足数に達しておりますので、只今より午前に引き続きこれより午後の会議を開きます。(午後二時)

議長

暫く休憩致します。(午後二時一分)

議長

再開致します。(午後二時十八分)

議長

日程第8、議案第20号、1968年度宜野湾市一般会計才入才出追加更正予算にうきましては、去る5月7日の本会議において継続審議となっておりますが、本来に対する再び質疑を行います。

議長

お諮り致します。本来質疑の段階で総務常任委員会の方に付託したいと思っておりますが、御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長

御異議ございませんので、よって本来は総務常任委員会の方に付託致します。尚、審査の方法は休会中に審査して頂

き、報告の時期は次の本会議までと致したいと思っております。日程第3、議案第21号、市債を起すことについて、日程第4、議案第22号、日程第5、議案第23号につきましても5月7日の本会議において、質疑の段階で継続審議となっております。再び上程を致します。本案につきましても埋立促進特別委員会の方に付託致しまして、充分なる審査をして頂きたいと思っておりますが、外に変わった御意見はございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長

御異議ございませんので、よって本案を埋立促進特別委員会の方に付託を致します。尚審査の方法は休会中に審査して頂き、5月16日までに議長まで報告して頂きますようお願い致します。日程第6、議案第18号、財産の取得並びに契約についてを再び上程致します。本案も去る5月7日の本会議で継続審議となっております。本案につきましても総務常任委員会の方に付託を致したいと思っておりますが、御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長

御異議ございませんので、本案は総務常任委員会の方に付託致します。方は閉会中に審査して頂き、次の定例会までに報告して頂きますようお願い致します。

議長

以上もちまして、議案の処理は終了です。

議長

暫く休憩致します。(午後二時二十分)

議長

再開致します。(午後二時二十一分)
以上もちまして、第57回宜野湾市議会臨時会を閉会致します。昨日から今日まで慎重に審議して頂きまして、大変御苦労様でありました。

閉会(午後二時二十八分)

上記会議録の次第は、書記が記載したものであるが、その内容の正確であることを証するためここに署名する。

1968年6月29日

立川市議会会長 右波 清次郎

議事録署名議員 石川 夏吉

議事録署名議員 伊藤 徳太郎